

# 地域公共交通会議

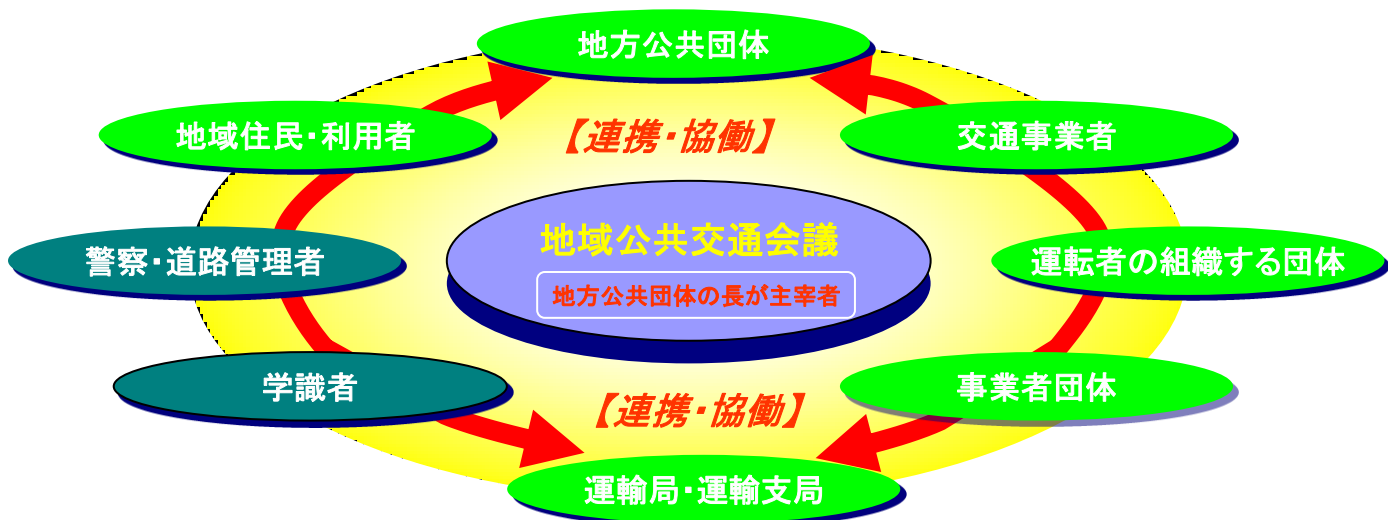
多様なニーズに的確に対応した  
運送サービスの提供を目指して

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送等の新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるため、平成18年10月に道路運送法の一部が改正され、自治体・乗合バス事業者・住民・関係者等が地域交通を検討する「地域公共交通会議」の仕組みが導入されました。

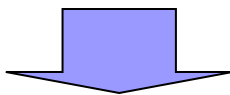


# 地域公共交通会議とは？

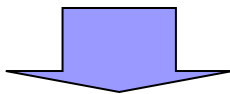
「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。



地域での合意・形成



経路の設定(路線の新設・変更)、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化



地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

# 構成員とその役割は？

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを必ず委員としていただく必要があります。

ただし、同法施行規則第9条の3第2項で規定されている、道路管理者、警察、学識経験者等は、主宰する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることが可能となっています。

## 構成員の主な役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民の移動手段確保に対する責任者</li><li>・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握</li></ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域的な視点からの指導・助言</li><li>・複数市町村の取組みに対する調整</li></ul>
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画</li><li>・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画</li></ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画</li></ul>
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・労働条件及び労働環境からの意見・提言</li></ul>
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整</li></ul>
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言</li></ul>
学識者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の合意形成を図る上での助言</li></ul>
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"><li>・先進事例等、各地での取組みの情報提供</li><li>・地域の公共交通のあり方に関する指導</li></ul>

## 主宰者の役割

- ・会議の開催はもとより、地域の乗合輸送に関する相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者への苦情等に対応するため窓口を設置していただきます。
- ・県が主宰者である場合についても、市町村において同様の窓口を設ける必要があります。
- ・利用者等からの苦情等の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、構成員に通知を行い、地域公共交通会議で対応を協議し必要な指導を行っていただきます。

# 具体的に何を行うのですか？

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

## 具体的な協議内容

- 運行の形態
  - 運賃及び料金
  - 路線、営業区域、使用車両等の事業計画
  - 運行時刻等の運行計画
  - 市町村有償運送の必要性
  - 収受する対価
- 等

# どのように会議を行えばいいのですか？

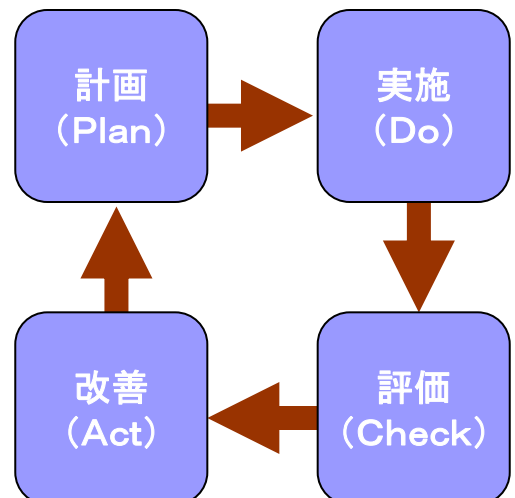
まず、地域公共交通会議を設置したときは公表していただきます。また、協議事項を記載した議事概要を公開するなど、会議は公開の原則により行っていただきます。会議での合意事項は関係者が責任を持って実行していただくことになります。その後、継続的に見直しを行うためのフォローアップを行うことにより、地域の公共交通を育てていきます。

## 幹事会（地域検討会）の活用

- ・申請内容の事前審査
- ・関係者の合意に関する部分を除き、公共交通会議の円滑な運営のための方法の審査 等

報告

地域公共交通会議



# 地域公共交通会議の設置・運営Q&A

**Q.1 地域公共交通会議の構成員は、必ず道路運送法施行規則第9条の3に掲げる構成員を満たさなければならないか。**

A.1 地方自治体が地域公共交通会議を開催するにあたり当該構成員に参加要請を促しても不参加の意志であれば、会議の成立要件に合致します。

**Q.2 県で地域公共交通会議を設置した場合、分科会としてではなく複数の市町村で地域公共交通会議を設置することは可能か。**

A.2 地域の実情に応じて設置することは可能となります。

**Q.3 既に設置されているコミバス等検討委員会の活用を考えているが、その場合において、「地域公共交通会議」と位置づけることができれば特に名称にこだわる必要はないか。**

A.3 設置要綱、構成員等規定に沿ったものであれば、現在の委員会等を移行することは可能であり、名称にこだわるものではありません。

**Q.4 市町村が事業者に委託して運行してもらうことになった場合（4条に基づく乗合事業者による運送）、「地域公共交通会議」を開催しなくても、標準処理期間の短縮、運賃認可の届出、意見照会の短縮化のメリットが得られないだけで、特に問題はないと理解して良いか。**

A.4 地域公共交通会議は、地域のニーズを反映させる観点から関係者の協議または合意で交通ネットワークが構築される点で、迅速及び弾力的な運用がなされるよう道路運送法及び関係法令上支援できるよう措置しているところです。

**Q.5 市の委託により乗合タクシーを許可しており、例えば、複数事業者が同一路線を曜日別（時間帯別）に運行している場合に、地域公共交通会議の協議結果とみなせるか。**

A.5 市の委託だけでは、地域公共交通会議の協議結果とは認められません。

**Q.6 「路線不定期運行」「区域運行」は、原則として地域公共交通会議の協議が必要となるが、事業計画の変更認可（届出）にあたり、地域公共交通会議の協議が必要となる範囲は。**

A.6 地域公共交通会議の協議内容にもよりますが、基本的に路線の延長、区域の拡大等が想定され、事業計画変更届出は、会議開催の簡素化の観点から、あらかじめ地域公共交通会議の設置要綱において、軽微な事項に関する議決方法を定めておくことにより、柔軟に対応することができるものと思慮されます。

**Q.7 地域公共交通会議を開催するにあたって、既存事業者の委託補助を打ち切り他事業者に委託しようとしたが、既存事業者が路線を存続させた場合の路線定期運行との整合性は如何。**

A.7 競合路線があるにも関わらず、他社への委託運行で競合することになった場合については、自治体の補助のあり方の問題でもありますが、地域交通を整理する視点で、ネットワークを構築するため、地域公共交通会議を開催することが望ましいと考えます。

**Q.8** 旧21条許可の場合は、貸切事業者に対して市町村が依頼し運行するもので、総合的な企画は、市町村側で行っていたと理解しているが、新4条乗合事業の場合は、運行に対し市町村の関与の仕方、役割はどのようになるのか。

A.8 市町村においては、従来と同様に主導的な立場で、地域住民の足の確保に努めることとして頂きたいが、その際の手段として、法的に位置づけられている地域公共交通会議を活用することが重要と考えます。

**Q.9** 地域公共交通会議で運賃及び料金が合意された場合には、「協議運賃」として届出することができるが、他市町村へ跨る路線の場合には、他市町村で自社賃率や補助路線として運行している路線と競合している場合の取扱いは如何。

A.9 あらかじめ他の市町村も地域公共交通会議の構成員として、当該路線についても協議して対応することが望ましいと考えます。

**Q.10** 協議運賃として届出した運賃を適用する路線等について、市町村等からの補助の削減等により、自治体の意向に沿って地域公共交通会議の開催がないまま運賃改定しようとした場合の取扱いは。

A.10 地域公共交通会議にて協議された運賃であれば、引き続き届出として処理することが可能であります。

しかしながら、地域公共交通会議の協議結果に基づかない場合は、一般バスの運賃改定と同様に原価計算（省略規定含む）に基づき他運賃認可申請が必要となります。

**Q.10** 既存乗合事業者とみなし4条事業者（旧21条許可事業者）との取扱いはどのようになるのか。

A.10 路線の競合関係では、今回新たに定義した路線不定期運行及び区域運行については、参入基準の事業者の適切性において、利用者利便の確保のための、原則、路線定期運行との整合性（地域公共交通会議に基づくもの）をとることとしています。

改正後の乗合事業の運賃については、地域公共交通会議での協議が整った運賃を制度上は協議運賃と定義し届出で足りることとしています。合理的かつ利用者にとって明確な手法により額を設定することが必要であると考えます。

なお、クリームスキミングの基本的な考え方は継承しますが、地域公共交通会議の協議結果に基づく運行は弾力的に扱うこととしています。

## お問い合わせ

### 中部運輸局愛知運輸支局輸送担当

〒454-8558 名古屋市中川区北江町1丁目1-2

TEL.052-351-5312

FAX.052-369-2997